

工 事 番 号 令8現単生工第13号

工 事 名 旧目黒家住宅主屋茅葺屋根工事

特 記 仕 様 書

【 適 用 範 囲 】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

【 工 事 目 的 】

本工事は、雪害により破損した旧目黒家住宅主屋の茅葺屋根を修繕するものである。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- ☐ 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- ☐ 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱基準(土木)
- ☐ 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- ☐ 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市が発注する土木工事等における週休2日取得工事特記仕様書【営繕工事】
- ☐ 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- ☐ 14 参考資料
- ☐ 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
 - 別添、図面特記仕様書
- ☐ 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書
- 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

1.建設工事請負基準約款関係

(該当する場合は■とする)

☒ 建設工事	建設工事請負基準約款(以下「約款」という。)第1条第3項による。 ・仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に別段の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。 ・施工条件総括表、図面、仕様書、設計図書内容質問及び回答書で特別に定める場合を除く。
☒ 社会保険等加入義務	約款第8条の2による。 受注者は「社会保険等未加入建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)」を下請負人としてはならない。
☐ 特許権等の使用	本工事における約款第9条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は、以下のとおりである。 ・特許権の内容： ・特許権の所有
☒ 履行報告	本工事において約款第12条により、履行状況報告を契約工期のほぼ中間で行うものとする。また、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。
☒ 工事材料の検査	本工事において約款第14条第2項の規定による検査。
☒ 監督員の立会	本工事において約款第15条による立会が必要とされるものは、以下のとおりである。 ・2.標準仕様書による。
☐ 支給材料及び貸与品	本工事において約款第16条に定めるものは、以下のとおりである。 ・支給材料： 数量： ・貸与品： 数量： 貸与期間：
☒ 条件変更等	本工事の約款第19条に従い、同条(1)～(5)の内容について照査・精査を行い、監督員に報告すること。その結果に伴い設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。
☐ 部分使用	本工事の約款第34条の引渡前において部分使用を求める部分は、以下のとおり ・部分引渡使用の協議箇所： ・使用協議内容： ・使用予定時期：
☐ 部分引渡	本工事において、約款第39条の工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する部分は以下のとおりである。 ・部分引渡を求める部分：別紙図面に示した部分 ・部分引渡予定時期： までとする。 ・部分引渡の金額：協議の上決定する。 ・部分引渡の検査：魚沼市建設工事検査要綱にによる。
☒ 火災保険等(工事保険)	本工事は、約款第55条の定めによる「火災保険等(工事保険)」に付すべき工事である。 (付保条件) 対象金額：火災保険等の対象金額が請負金額以上。 加入期間：契約の日から竣工予定日より14日以上。
☒ 火災保険等(法定外の労災保険)	本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)による「法定外の労災保険」に付すべき工事である。 (付保条件) 加入期間：契約の日から竣工予定日。 ※保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問いません。

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

☐ 土木工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

☐ 新築建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

☒ 改修建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

☐ 新築電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 改修電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 新築機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 改修機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 解体工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途工事あり ・ 工 事 名 : ・ 予 定 期 間 :
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 時 間 : ・ 方 法 :
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : ・ 完了予定時期 :
	4. その他
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・ 処理見込時期 : ・ 区 間 :
	2. 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 :
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり (☐ 騒音・振動、 ☐ 排出ガス、 ☐ 粉じん、 ☐ 水質等) ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 時 間 :
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 :
	3. その他
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・ 交通誘導警備員 : (勤務実績提出の必要あり) ・ その他施設等 :
	2. 近接作業制限あり (☐ 鉄道、 ☐ ガス、 ☐ 水道、 ☐ 電気、 ☐ 電話等、) ・ 内 容 : ・ 工 法 制 限 : ・ 作業時間制限 :

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅳ 安 全 対 策 関 係	3. 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・ 内 容 :
	⑤. その他 ・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。 ・本工事は開館中に施工することから、施設利用者に対し立入防止の表示等で作業場を明確に区分し、利用者が容易に立入防止区画に侵入できないよう措置を講ずるとともに、その危険箇所及び作業場等が容易に明確に確認できるよう措置を講ずること。
Ⅴ 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の措置 :
	2. 一般道路の占用 ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路措置 ・ 工法指定の有無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」:
	4. その他
Ⅵ 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4. イメージアップあり ・ 内 容 :
	5. その他

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工 事 支 障 物 件 等	1. 占有支障物件あり （ □電気、 □電話、 □水道、 □下水道、 □ガス ） ・ 内 容： ・ 移設、撤去、防護方法等： ・ 時 期：
	2. 占有物件重複施工あり ・ 内 容：
	③. その他 ・ 架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。
IX 排 水 工 (濁 水 処 理 含 む)	1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり ・ 内 容：
X 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり ・ 別紙条件明示による。
XI そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品 名： ・ 納 入 場 所：
	2. 支給品および貸与品あり ・ 品 名： ・ 引 渡 し 場 所：
	3. 品質証明の対象工事である。 ・ 標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。
	④. その他 ・ 着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・ 工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・ 工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・ 設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・ 完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。) (魚沼市HP「工事書類の簡素化に伴う工事書類の一部電子化について」 https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1020597.html)

5.建設副産物関係に関する特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬	出	先			
搬	出	先	地	名	
連	絡	先			
設	計	運	搬	距	離
受	入	時	間		
設	計	受	入	費	用
仮	置	場	所	の	有
備		考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬	出	す	る	廃	棄	物	名	茅くず		
設	計	運	搬	距	離					
受	入	時	間							
設	計	受	入	費	用					
備		考				三島谷興産(株)				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

8.工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

※工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば履行日が完成日になる(工期末日～検査日に担当技術者を拘束しない)ことに留意する。

※当初請負金額が500万円未満であるために未登録となっていた工事が契約変更により500万円以上になった場合には、その時より登録するものとする。

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

4. 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

1. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、掛金収納書を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に提出すること。なお、自社の在庫を使用する場合にあつては、在庫状況が確認できる受払簿等の写しを提出すること。
2. 受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
3. 掛金充当実績総括表を作成し、制度の履行状況を適切に整理すること。
4. 受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
5. 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

12. 魚沼市が発注する土木工事等における週休2日取得工事特記仕様書【営繕工事】

本工事は、魚沼市が発注する土木工事等における週休2日取得工事の試行対象案件である。

新潟県の土木、営繕、農地及び林業それぞれの実施要領等により取り扱うものとする。

なお、成績評定については「魚沼市請負工事成績評定実施要領(平成16年魚沼市訓令第14号)」によるものとする。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。

(本工事に該当するものは■)

☐ 【土木工事】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>

☒ 【営繕工事】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>

※本工事は、発注者が完全週休2日(土日)に取り組むことを指定する「週休2日促進工事(発注者指定方式(完全週休2日(土日)))」である。

☐ 【農地部】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/nochikanri/1356912506934.html>

※週休2日の取得に要する費用の計上等は完了とし、実施しない(令和8年4月20日以降、入札の公告等を行う工事から適用する。)

☐ 【林業土木】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chisan/1356903835175.html>

16. その他 工事独自の特記仕様書

a 通 則

1 適用範囲

この仕様書、図面（以下「設計図書」という。）および「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」を適用するものとし、記載のない事項でも、工事完成のために必要と認めるものについては、受注者の責任において施工する。

2 疑義の解釈

設計図書に疑義が生じた場合は、あらかじめ発注者の指示を受けるものとする。

3 現場の納まりなどの軽微な変更

現場の納まり、取り合わせなどの関係で、材料、寸法、取付位置または取付工事等を多少変更するなど軽微なものは、発注者と協議の上、施工すること。このときは、金額の変更を行わない。

4 官公署その他への手続き等

①工事施工に必要な関係官公署等への諸手続は、受注者において迅速に処理しなければならない。これらの諸手続に要する費用は受注者の負担とする。

②関係官公署、付近住民などに対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかにその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

5 提出書類

受注者は、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。

発注者が別に示す書式がある場合にはその書式による。

6 法令の遵守

受注者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。なお諸法令の運営適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

7 発生材の処理

- ①工事の施工に伴い生じた発生品（以下「発生材」という。）のうち、発注者の指示により引渡しを要するものは、指定する場所で書類を添えて発注者に引き渡すこと。
- ②発生材のうち引渡しを要しないものは、発注者の承諾を受けた後すべて場外に搬出し、関係法令等に従い受注者の責任において適切に処理しなければならない。

8 土砂、資材等の運搬

受注者は土砂・資材等の運搬に当たり、積載超過のないように行わなければならない。

9 見学者に対する広報等

受注者は、施工の方法等が見学者等に影響を及ぼすおそれがあるときは、見学者等の安全を確保するため協力を求める看板を掲示するなど必要な措置を講じなければならない。

6 工事現場管理

1 現場代理人および主任技術者

- ①現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有するものを指名し、発注者と連絡を密にとり、施工に正しく反映することに努め、工事の円滑な処理を図ること。
- ②工事の施工に関して主任技術者等または専門技術者を置く場合は、工事現場内の権限について現場代理人との関係を明確にしておくこと。

2 労働災害の防止

工事現場における安全衛生については、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従い必要な措置を講ずるなど、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、労働災害の防止に努めなければならない。

3 工事現場の保安

受注者は、工事現場への労働者その他関係者の出入りを適切に管理し、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

4 工事用電力設備の保安

工事用電力設備の保安責任者には、法令に基づく有資格者を定め、現場代理人の管理のもとに適切な保安業務を行うこと。

5 災害および公害等の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止並びに風水害対策については、関係法令に従い適切に措置すること。

6 公衆災害の防止

受注者は公衆の生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑を防止するため、現場に仮囲い、危険標示の設置など保安上必要な措置を講じなければならない。

7 事故発生時の措置

受注者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急処置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告しなければならない。

8 養生

受注者は、施工建物が国指定重要文化財であることを念頭に入れ、工事の施工済部分、既存部分、未使用機器、備品、材料等で施工中汚損し、または損傷するおそれのあるものは、適切な方法で養生をすること。

9 関係書類の常備

受注者は、工事に係る関係書類を備え、発注者が随時閲覧できるように整理しておく。

10 現場の整理整頓

工事の施工中、機械器具、材料等は保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し、不用のものは場外に搬出するなど、工事現場の整理整頓に努めること。

11 後片付け

受注者は、工事の完了に際し、工事現場及びその関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

12 火気の取り扱い

工事対象の建物は国指定重要文化財であり、工事中に火気を使用するときは、火災に注意し工事を進めること。現場内には消火器を備えること。また、当該地域内での喫煙を禁じる。

c 施 工 管 理

1 実施工程表

- ①受注者は、工事現場において着工に先立ち、工事实施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し、提出すること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け提出を省略することができる。
- ②実施工程表上の工程及び工程内容等に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表について上記①と同様とする。
- ③発注者の指示により、実施工程表を補足する週間または月間の工程表及び工種別工程表その他を作成し、提出すること。
- ④他の工事と関連ある事項に付いては、発注者の指示を受け調整すること。

2 施工計画書

- ①着工に先立ち、工事の総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、発注者に提出すること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け提出を省略することができる。

②各工種別に材料工法等を具体的に定めた施工計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け作成を省略することができる。

3 施工図・原寸図等

受注者は、施工図、原寸図等を必要に応じて速やかに作成し、発注者の承諾を得ること。

4 施工の立会、確認

受注者は、工事の進捗が主要な工事段階の区切りまたは発注者と協議して定めた工程に達したときは、発注者の確認を受けて次の工程に移行すること。

5 工事の報告および記録

①工事の進捗状況など現場の状態を発注者の指示により報告すること。

②受注者は、発注者が指示した事項及び協議した事項について正確に記録し、これを系統的に整理すること。

6 作業日報

受注者は、必要に応じ、その日の作業の内容を詳細に記し、且つ翌日の作業予定を記した作業日報を作成する。

7 工事記録写真

①受注者は、工事全般にわたって工事の記録写真撮影を行い、発注者が随時閲覧できるよう整理編集するとともに、工事完了時に写真帳として提出すること。特に、工事完了後に撤去または隠ぺいされ確認が不可能となる部分に付いては、設計図書通り施工されていることを確認できるように主要な部分を撮影すること。

②提出した写真は、発注者に帰属する。

8 発見物・墨書

工事中に発見した物、墨書、符号その他参考となる資料はその都度発注者に報告する。また発見状況のわかる写真撮影をする。（カラー、工事完

了後データと共に整理して提出する。)

d 材 料

1 品質

本工事に使用する材料は、仮設材料及び特に記載されたもののほかは、すべて日本産の新品とする。

2 補足材

各工事の補足材は設計図書の数量・寸法によるが、必要に応じ発注者の承諾を受けること。

3 材料検査

①各種材料については、すべて検査を受け、合格したものを使用する。また、不合格品については、速やかに場外に搬出し、代品を納入して工事の進行に支障をきたさないようにする。

②検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

4 材料保管

検査に合格した材料は、受注者の責任において良好な状態で保管し、湿気・火災・盗難等に対して十分対策をとること。

e 参 考

工事の施工に当り、関係する法令等のうち、いくつかを参考として例示する。

建築基準法 (昭和25年法律第201号)

建設業法 (昭和24年法律第100号)

道路交通法 (昭和35年法律第105号)

騒音規制法 (昭和43年法律第98号)

振動規制法 (昭和51年法律第64号)

消防法 (昭和23年法律第186号)

文化財保護法	(昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)
電気事業法	(昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)
労働基準法	(昭和 2 2 年法律第 4 9 号)
労働安全衛生法	(昭和 4 7 年法律第 5 7 号)
労働者災害補償保険法	(昭和 2 2 年法律第 5 0 号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)

f 提出書類一覧（参考）

詳細については発注者と協議する。

着工届、工事写真、完了届、その他発注者が指示する書類

g 屋根工事

1 概要

雪害により破損した茅葺屋根について、差茅による修繕を行う。

2 材料

使用する材料は下記を標準とする。

山茅 長 1.5m以上、腐れや根曲がりの等のない乾燥した良質品

3 差茅

雪害で抜けた間隙部に切り茅を差し込み、ガンギで叩いて屋根の勾配に合わせていく。押鉾竹まで抜け出す場合は、押鉾竹の交換・追加、縄の締め直しを行う。

4 発生材処分

解体により発生した茅くず等は、シートで包み指定する場所にいったん集積し、最終的には関連法令に従い適切に処分する。

18.建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行対象案件である。

受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により設置する場合は、「魚沼市建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」に基づき行うものとする。

実施要領等は、下記のホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1721.html>